

『あぜみち』

同和問題と人権

①憲法と人権

江戸時代には「人権の尊重」といった考え方はほとんどなく、明治になって、古い身分制度が廃止され、明治四年（一八七一年）にいわゆる「解放令」が出されました。また憲法も制定されましたが、人権尊重の考え方は極めて低いものでした。

「人間の尊厳」や「幸せに生きる権利」を打ち出し、思想、言論、学問の自由、居住、移転、職業の選択の自由などの「自由権」、人権や信条、性別や社会的身分、家柄、男女同権など「法の下での平等」を示した「平等権」など、基本的人権を保障した憲法は昭和二十一年（一九四六年）に制定され、これらの基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、生まれながらすべての国民に与えられています。

②法の下での平等

憲法第十四条に「法の下での平等」がうたわれ、すべての国民は同等の権利を持ち、不平等にされない権利、差別されない権利、特別扱いを受けない権利が与えられ、「人種、信条、性別、社会的身分や門地などによって政治的、経済的、社会的関係で差別されない」とし、もろもろの差別を否定し、平等権を保障したのが憲法の理念であり、目的であります。

だから人種や性別あるいはその人の置かれている背景や状態などによって、「人間の尊厳」を傷つけたり、「幸せに生きる権利」を故意に認めなかったりすることは、法の下での平等に反することになります。

③人権の尊重

憲法は、人権を保障し、いつさいの差別を認めていません。

しかしながら、現実の社会にはさまざまな形でその権利が完全に保障されていない人びとの問題が残されています。

とりわけ、同和地区の人びとは同じ国民でありながら結婚や就職の際に、今なお差別されていることがあります。まさにそれは人間の権利が著しく侵害されるという重大な人権問題であり、憲法の精神にまったく反するものです。

自由と平等を理想とする民主社会にあつて、本人の能力や働きに関係なく、ただ「生まれ」によって人を評価する風潮がないとはいえません。ここに同和問題が残されている背景があるといえます。

④国民的課題として

同和問題の解決は「国民的課題」であるといわれ、市の重要な施策でもあります。同和問題は、同和地区に限った問題だと間違つた考えがあり、みんなの問題になりきっていない傾向があります。

ところで、同和問題は「人間の自由と平等に関する問題で、憲法で保障された基本的人権にかかわる問題である」わけで、この部落差別の解消は、国民の「不断の努力」によらなければなりません。そのことは私たちの一人一人の人権が尊重される、明るい社会が生まれることにつながるのです。私たちは、昔ながらの言い伝え

やしきたり、家柄や迷信など時代遅れの意識が根づよく生き残っており、このような矛盾や不合理は人間らしく生きたいという願いを踏みにじっていくこととなります。この社会の中で、最も重大な同和問題の解決に取り組むことは、あらゆる差別を含めて、私たちの身の回りをよくすることになります。同和問題は、同和地区だけの問題でなく、一人一人の生活をよくすることに深くつながっているものです。



銃砲刀剣類の登録審査

美術品や骨とう品として価値のある「火縄式銃砲や刀剣類」は登録しなければなりません。

■審査・文化庁長官が委嘱した登録審査員が行う。

■日時・毎月第一火曜日、午後一時半～四時まで。ただし、五十九年一月に限り一月十日（火）とする。

■会場・県庁西庁舎二階会議室（都合により変更あり）

■審査を受ける時の携行品

- (1) 審査を受けようとする銃砲刀剣類
 - (2) 警察署で交付を受けた発見届済証
 - (3) 発見届を出した者の印鑑
 - (4) 一件につき四千五百円の登録手数料
- その他・登録刀剣類の所有者は、県教育委員会文化振興課で取り扱います。くわしいことのおたずねも同課へどうぞ。

軍人軍属恩給欠格者連盟県大会

と き・3月15日、午後1時から
ところ・高知県民文化ホール
南国支部のかたの多くの
参加をお願いします。